

東洋町津波避難計画

令和2年4月
東洋町

目 次

第1章 総則	
1 計画の目的	1
2 計画の想定	1
3 用語の意味	1
4 計画の修正	2
第2章 職員の活動体制	
1 初動体制	3
2 配備体制	3
第3章 津波情報の収集・伝達	
1 津波情報等の収集	4
2 津波情報	4
3 海面監視・被害情報の収集体制	5
4 津波情報の伝達	7
第4章 避難勧告・避難指示	
1 発令基準	8
2 発令内容	8
3 発令手順	9
4 避難勧告・避難指示の解除	9
第5章 避難誘導計画	
1 避難対象地域、避難先一覧	10
2 避難路（避難経路）基準	16
3 避難方法	16
4 避難誘導	16
5 通行止め措置	16
第6章 災害時要配慮者対策	
1 災害時要配慮者の避難対策	17
2 観光客等の避難対策	17
3 社会福祉施設等の避難対策	17

4 啓発	18
第7章 津波対策の教育・啓発	
1 避難訓練の実施	19
2 避難路・避難設備等の整備促進	20
3 その他の留意点	20
4 津波浸水予測図	20

添付図

- 津波浸水深図
- 津波到達時間図

第 1 章 総則

1 計画の目的

津波が発生した直後から津波が収束するまでの間、及び地震発生による津波の恐れがないことが確認されるまでの間、津波による災害から住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うことを目的として本計画を策定するものである。

2 計画の想定

本計画は、平成 24 年 12 月に高知県が発表した高知県版第 2 弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測に基づき策定したものである。

3 用語の意味

用語	用語の定義等
津波浸水予測地域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲をいう。平成 24 年 12 月に高知県が発表した高知県版第 2 弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測に基づき定める。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市町村が指定するもので、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想エリアがかかる地区ごとに指定する。
避難路	避難目標地点まで安全に到達できる経路で、市町村が指定する主要道路をいう。
避難経路	避難目標地点まで安全に到達できる経路で、市町村が指定する主要道路をいう。
避難場所	① 指定避難所 津波の危険から避難するために、津波浸水予測地域の外に定める場所をいう。町が指定するもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されているところをいう。 ② 指定緊急避難場所（高台） 津波浸水等からの緊急避難が必要とされる住民等が中心となって、地域の実情に沿って地盤高の高い山や丘陵などに整備し、指定する。

	③指定緊急避難場所（津波避難ビル） 本町にあるビル等を津波避難場所として、本町が指定した建物をいう。
避難先	指定避難所、指定緊急避難場所、避難目標地点を総称していう。
津波避難マップ	津波想定をもとに避難先、防災関係機関、避難路等の防災情報を図示した地図をいう。

4 計画の修正

本計画は、「東洋町地域防災計画」を参考に計画したものであるが、被害想定や土地条件等の状況変化に合わせ、必要に応じて修正を行うものとする。

特に、国の中央防災会議の方針や高知県の津波避難計画のシミュレーションや検討内容に沿って修正を行うものとする。

第2章 職員の活動体制

1 初動体制

津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員の連絡・参集体制は「東洋町地域防災計画」によるものとする。また、あらかじめ定められた配備基準や動員計画を十分認識し、速やかに定められた場所に参加し、防災活動に従事しなければならない。

初動に必要な主な業務は、以下の通りである。

- ① 被害状況調査
- ② 地震及び津波に関する情報等情報調査
- ③ 関係機関等への情報伝達
- ④ 災害対策本部の設置
- ⑤ 防災用資機材の調達・手配
- ⑥ 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- ⑦ 支援物資調達準備計画の策定
- ⑧ 指定緊急避難場所への誘導
- ⑨ 指定避難所の開設
- ⑩ 広域応援要請の検討

2 配備体制

職員の配備体制は次のとおりとする。

配備体制	配備基準
第一配備 (警戒態勢)	(1) 町内に震度4の地震が発生したとき。 (2) 高知県東部に津波注意報が発表されたとき。
第二配備 (嚴重警戒態勢) 状況に応じて 災害対策本部設置	(1) 町内に震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 高知県東部に津波警報は発表されたとき。
第三配備 (災害対策本部設置)	(1) 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 高知県に大津波警報が発表されたとき。

第3章 津波情報の収集・伝達

1 津波情報等の収集

町は、町内において震度4以上の地震が発生し、又は本町沿岸に津波注意報・警報が発表されたときに、警戒体制をとり、津波情報を収集する。

2 津波情報

津波情報とは、地震が原因で津波による災害が予想されるとき、気象庁、消防庁が発表する津波注意報、津波・大津波警報である。

(1) 情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波予想時刻を発表
津波観測に関する情報	津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

(2) 津波注意報・警報の種類

津波注意報・警報の種類		発表の基準及び津波の高さ予想の区分	数値による表現	定性的表現
津波注意報	津波注意	20cm～1m	1m	大きいおそれ
津波警報	津波	1m～3m	3m	大きい
	大津波	3m～5m	5m	巨大
		5m～10m 10m以上	10m 10m以上	

3 海面監視・被害情報の収集体制

津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合には、高台等から海面状況を監視する。

海面監視とは、高台等の安全な場所から目視等により、また、監視用カメラや検潮器等の津波観測機器を用いて津波の状況を把握することである。

海面監視は、津波による被害の状況を早期に把握することにより、救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施をするため、及び予想された津波の高さよりも高い津波が観測されたような場合など、避難勧告や避難指示の発令をするために実施する。

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
生見海岸 白浜海岸 野根海岸	東洋町消防団	防災行政無線 一般加入電話 衛星携帯電話	① 東洋町役場 総務課 ・ 一般加入電 0887-29-3111 ・ 衛星携帯電話（KDDI） 001-010-8861-5147-1831 ※衛星携帯電話が繋がらない場合 001 を除いてかけ直す。また、衛星携帯電話同士の場合、001-010 は除いてかける。 ・ 衛星携帯電話（NTT） 080-8630-8259 ② 東洋町消防団野根分団 ・ 衛星携帯電話（NTT） 090-7620-9989 ③ 東洋町消防団甲浦分団 ・ 衛星携帯電話（NTT） 090-7620-9666

被害情報の収集については、初期活動も含み「東洋町地域防災計画」によるが、各職員が登庁途上においても収集するものとする。

災害情報は、状況に応じて次のとおり段階的に収集する。

行動順位	活動内容	収集する情報の内容
情報収集行動 第1	地震・津波情報の収集	・ 津波情報 ・ 地震情報
情報収集行動 第2	被害規模早期把握のための活動	・ 概括的被害情報 ・ ライフラインの被害情報 ・ 医療機関の状況

<p>情報収集行動 第 3</p>	<p>人的、物的被害等、被害規模に関する情報の収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害 ・ 住家被害 ・ 公共施設等の被害 ・ 救急、救助活動の状況 ・ 医療活動の情報 ・ 応急給水の状況 ・ 避難先の状況
<p>情報収集行動 第 4</p>	<p>一般被害情報等の収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法に基づく、確定に向けた被害情報

4 津波情報の伝達

(1) 津波注意報・警報等の伝達系統

消防庁・気象庁が発表した津波情報は、「東洋町地域防災計画」によるものとする。

(2) 津波注意報・警報等の伝達方法

津波予報等の情報を住民等に迅速かつ正確に下記の内容に従い伝達する。

伝達内容	<ul style="list-style-type: none">・津波注意報・警報の発表、津波来襲の危険、避難勧告・避難、津波到達予測地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等
伝達対象者	<ul style="list-style-type: none">・津波の危険がある地域の住民、それ以外の地域の住民・避難対象地域の住民(住民、滞在者(観光客、海水浴客、釣り客等)、通過者、漁業関係者、船舶、海岸工事関係者等)・津波避難場所等に避難している避難者
伝達時期	<ul style="list-style-type: none">・地震の直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等)・津波発生後(津波予報、津波情報、被害状況等)・津波終息後(津波警報、注意報の解除、避難勧告・避難指示の解除等)
伝達手段	<ul style="list-style-type: none">・地方気象台をはじめ県、報道機関、計測震度計等から得られた地震・津波情報は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、サイレン、電話、FAX、IP告知放送、インターネット、エリアメール。・広報車、消防車による広報のほか、自主防災組織の連絡網を活用した伝達あるいは報道機関への協力等による適時その時点で使用可能な伝達手段。

第4章 避難勧告・避難指示

1 発令基準

津波が発生し、または発生するおそれがあり避難が必要と認められる場合には、ただちに、東洋町災害対策本部で避難対象地域を決定し、避難対象地域の住民、滞在者、その他の者に対して避難勧告および避難指示を発令する。

- ①津波警報の認知、又は通知を受けたとき、直ちに発令する。
- ②津波注意報の通知を受けたとき、又は強い地震（震度4以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、町長が必要と認めた場合に発令する。
- ③災害により津波に関する気象庁の警報事項等を適時に受け取ることができなくなった場合、町長が自ら津波警報を発する。（気象業務法施行令第8条）

種別	基準
避難勧告	1 津波警報が発表され、海岸地区に津波の来襲するおそれのあるとき。 2 震度4以上の強い地震を感じた場合で避難を要すると判断したとき。 3 津波注意報が発表され、避難を要すると判断したとき。 4 その他災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断したとき。
避難指示	1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

2 発令内容

津波を理由とする避難勧告・避難指示を発令する場合は、避難の広報や避難誘導等を行う職員、消防団員等の安全確保を最優先に、海岸付近の住民及び海浜にいる者等に対して直ちに安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

なお、可能な限り次の事項を明示して、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ①避難対象地域
- ②避難の指示または勧告の理由
- ③避難先
- ④避難の経路および避難上の留意事項
- ⑤避難時の服装及び携行品
- ⑥避難行動における注意

3 発令手順

避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令及び解除は、町長が基準に該当する事態認知した後、直ちに行う。

4 避難勧告・避難指示の解除

- (1) 津波注意報・警報が解除された場合。
- (2) 法令の規定により町長が発令した津波警報を解除した場合。

第5章 避難誘導計画

1 避難対象地域、避難先一覧

津波浸水予測地域は平成24年12月に高知県が発表した高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測を基本として、本町が地域津波避難計画で定めた避難路、避難経路及び避難先は下記のとおりである。

なお、地区により海岸からの距離、あるいは避難場所や高台の有無等の条件が異なるので、地区の自主防災組織と協議して地区限定の地域津波避難計画の策定し、その中でもより詳細な地図、避難路、避難経路等の内容を明示するようにする。

地震・津波による避難対象となる地区		避難路または避難経路	
甲浦	甲浦	甲浦1号幹線 甲浦3号幹線 甲浦5号幹線 東2号線 東4号線 東6号線 東8号線 中町2号線 西町1号線 西町3号線 西町5号線 西町7号線 アンズ1号線 アンズ3号線 アンズ5号線 アンズ7号線 アンズ9号線 宮ノ西線 道路法第90条第2項に該当する道路及び公衆用道路	甲浦2号幹線 甲浦4号幹線 東1号線 東3号線 東5号線 東7号線 中町1号線 中町3号線 西町2号線 西町4号線 西町6号線 西町8号線 アンズ2号線 アンズ4号線 アンズ6号線 アンズ8号線 アンズ10号線
	白浜	白浜1号線 白浜3号線 白浜5号線 白浜7号線 白浜9号線 白浜11号線 白浜13号線 白浜15号線 白浜17号線 道路法第90条第2項に該当する道路及び公衆用道路	白浜2号線 白浜4号線 白浜6号線 白浜8号線 白浜10号線 白浜12号線 白浜14号線 白浜16号線
	河内	小池1号線 小池3号線 小池5号線 小池7号線 小池9号線 小池11号線 小池13号線 河内2号線	小池2号線 小池4号線 小池6号線 小池8号線 小池10号線 小池12号線 河内1号線 河内3号線

		河内 4 号線 河内 6 号線 河内 8 号線 鍋シ川線 奥河内線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路	河内 5 号線 河内 7 号線 原珠数ノ木線 高良前線 瀧山線
生見	生見	生見 1 号幹線 生見 2 号線 生見 4 号線 生見 6 号線 生見 8 号線 生見 10 号線 生見 12 号線 パイロット幹線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路	生見 1 号線 生見 3 号線 生見 5 号線 生見 7 号線 生見 9 号線 生見 11 号線 生見大斗線
野根	浦 中村 池相間 東町 池	生見相間線 相間 2 号線 野根 2 号幹線 池 2 号線 池 4 号線 池 6 号線 池 8 号線 白小石 1 号線 白小石 3 号線 東町 2 号幹線 東町 2 号線 東町 4 号線 東町 6 号線 東町 8 号線 東町 10 号線 浦 1 号線 浦 3 号線 浦 5 号線 浦 7 号線 浦 9 号線 鏡田線 浦中村線 番屋谷線 中村 2 号線 中村 4 号線 中村 6 号線 野根中学校線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路	相間線 野根 1 号幹線 池 1 号線 池 3 号線 池 5 号線 池 7 号線 池 9 号線 白小石 2 号線 東町浦線 東町 1 号線 東町 3 号線 東町 5 号線 東町 7 号線 東町 9 号線 東町 11 号線 浦 2 号線 浦 4 号線 浦 6 号線 浦 8 号線 浦 10 号線 鏡田 2 号線 向中村線 野根臨港線 中村 3 号線 中村 5 号線 中村 7 号線 大道星線
	中島 押野 別役	中島 1 号線 中島 3 号線 中島 5 号線 天ノ神線 マキ山線 竈戸神社前線 別役線 別役中島線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路	中島 2 号線 中島 4 号線 押野線 地藏前線 下影谷線 八島線 ゴーロ線 灰ノ木平線

	つづら	つづら線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路
	内田	内田線 宮ノ前線 寺ノ谷線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路
	大斗	大斗高瀬線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路
	真砂瀬	真砂瀬 1 号線 真砂瀬 2 号線 真砂瀬 3 号線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路
	川口	日曾谷線 棚越線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路
	名留川	名留川 1 号線 名留川 2 号線 名留川 3 号線 名留川 4 号線 名留川 5 号線 名留川 6 号線 名留川 7 号線 名留川 8 号線 寺ヶ谷線 野根 3 号幹線 道路法第 90 条第 2 項に該当する道路及び公衆用道路

指定緊急避難場所整備予定地海拔（標高）

【甲浦・生見地区】

No	避難対象地域	避難場所	備考	避難場所の海拔 (標高)T.Pm
1	甲浦東	甲浦東2区避難場所①	甲浦東2区①防災倉庫裏山	31.3
2	甲浦東	甲浦東2区避難場所②	甲浦東2区②防災倉庫裏山	26.1
3	甲浦東	甲浦東1・2区避難場所	東ノ谷	15.8
4	甲浦東	甲浦東1区避難場所	金刀比羅宮	12.9
5	甲浦東	甲浦東3区避難場所①	甲浦東青年会堂裏山	34.7
6	甲浦東	甲浦東3区避難場所②	造船所裏山	17.9
7	甲浦東	甲浦東3区避難場所③	国道55号船蔵橋北詰畑地	25.4
8	甲浦東	(株)三谷組甲浦事務所	(株)三谷組甲浦事務所広場	23.7
9	甲浦東	甲浦東3区避難場所④	旧道入口付近	16.2
10	甲浦中	甲浦中町1区避難場所(真乗寺裏山)	真乗寺裏山(寺院跡)	33.9
11	甲浦中	甲浦中町2区避難場所	中町集会所裏山	27.2
12	甲浦西	萬福寺	萬福寺境内	19.2
13	甲浦西	甲浦西1区避難場所	萬福寺裏山	36.4
14	甲浦西	甲浦西2区避難場所	超願寺参道中間から東高台へ	—
15	甲浦西	超願寺	超願寺境内上方	16.2
16	甲浦西	甲浦西3区避難場所①	甲浦港西股南側	39.1
17	甲浦西	甲浦西3区避難場所②(テレビ塔)	テレビ塔付近	36.4
18	甲浦西・中・東	甲浦西4区避難場所①(甲浦小学校裏山)	甲浦小学校裏山(林道甲浦線沿道広場)	34.9
19	甲浦西・中・東	甲浦西4区避難場所②(NTT基地)	NTT中継基地局広場	47.5
20	甲浦西	甲浦西4区避難場所③(甲浦海運倉庫裏山)	甲浦海運倉庫裏山	44.0
21	小池・原	小池地区避難場所①(延命寺裏山)	延命寺裏山(広場)	39.9
22	小池・原	小池地区避難場所②	山林管理道(案)	—
23	小池・原	小池地区避難場所③	ポンカン山中腹広場(案)	32.0
24	小池・原	小池地区避難場所④	甲浦保育園西側山頂	20.9
25	小池・原	原地区避難場所		18.4
26	小池・原	小池地区防災避難タワー	小池地区防災避難タワー	14.5
27	白浜	白浜地区第1防災避難タワー(増築)	白浜地区第1防災避難タワー(増築計画)	11.7
28	白浜	白浜地区第2防災避難タワー	白浜地区第2防災避難タワー(増築計画)	11.5
29	白浜	甲浦中学校(屋上)	甲浦中学校外付け階段(地上より11.05m)	13.4
30	白浜	白浜海岸津波避難タワー	白浜海岸内	20.1
31	白浜	甲浦集落活動センター	整備計画有	18.5
32	河内	河内地区避難場所①(玉泉寺裏山)	玉泉寺裏山	47.9
33	河内	河内地区避難場所②	河内地区防災倉庫付近	16.8
34	河内	河内地区避難場所③(貯水タンク)	貯水タンク方面	33.6
35	生見	東洋町町民会館(屋上)	外付階段(案)により屋上へ避難	
36	生見	生見地区避難場所①(役場裏山造成地)	東洋町役場裏山造成地	27.1
37	生見	生見地区防災避難タワー		13.5
38	生見	生見地区避難場所②(甲浦坂トンネル付近)	甲浦坂トンネル方面	—
39	生見	生見地区避難場所③	樹園地より山側	30.5
40	生見	生見地区避難場所④(南山)	相間トンネル方面	25.5
41	生見	東洋町地域防災センター		21.5

【野根地区】

No	避難対象地域	避難場所	備考	避難場所の海拔 (標高)T.Pm
1	池	池地区避難場所①(明徳寺裏山)	明徳寺裏山	24.1
2	池	池地区避難場所②	センドウ谷川上流	46.9
3	池	池地区避難場所③	井の谷川上流付近広場	67.5
4	池	池相間地区集会所		14.6
5	東町	野根地区地区第1防災避難タワー		18.1
6	東町	野根地区防災避難施設	整備計画有	18.6
7	東町	文化会館(屋上)	外付階段(案)により屋上へ避難	19.3
8	浦・池・相間	浦地区避難場所(愛宕山)	愛宕山(貯水タンク付近広場)	80.2
9	浦・池・相間・東町	野根地区公民館(屋上)	外付階段(案)により屋上へ避難	14.6
10	浦・東町	野根地区防災活動拠点施設		17.0
11	浦	野根分団屯所(屋上)	外付階段(案)により屋上へ避難	18.0
12	浦	NHK鉄塔方面	NHK鉄塔管理道	—
13	浦・中村	中村地区避難場所①(神明宮)	神明宮(銀杏保育園裏)	10.7
14	中村	中村地区避難場所②	中村地区(墓所)付近から高台	16.7
15	浦・中村	野根小学校(屋上)	外付階段(案)により屋上へ避難	14.0
16	中村	中村地区避難場所③	野根小学校裏山(墓所)	22.4
17	中島	中島地区避難場所(旧中島地区集会所)	旧中島地区集会所	13.3
18	つつら	つつら地区集会所	地区集会所	15.4
19	押野	押野地区集会所	地区集会所	12.9
20	押野	押野地区避難場所(旧養鶏場)	旧養鶏場跡広場	24.7
21	内田	内田地区集会所	地区集会所	20.1
22	内田	内田地区避難場所(了徳寺)	了徳寺境内	25.7
23	名留川	旧名留川小学校	備蓄倉庫利用	26.3
24	名留川	名留川地区集会所	地区集会所	25.6
25	名留川	愛宕大権現	愛宕山山頂付近	49.2

地域別主要施設における30cmの津波浸水予測時間

対象地域	主要施設名	津波浸水予測時間 (30cm)(分)	最大浸水予測深 (m)	最大津波到達時間 (分)	海拔 T.P(m)
甲浦東	甲浦東部長生会老人憩いの家	9	13		12.0
甲浦中	真乗寺山腹	39	2		12.9
	東屋	26	8		14.8
甲浦西	甲浦港(甲浦中央下)	6	12		
	旧甲浦漁協	8	13		
	甲浦小学校	12	10		8.5
	甲浦分団屯所	10	12		
	高知県漁協甲浦支所	8	11		
	萬福寺	—	—		19.2
	超願寺	39	6		16.2
	西ノ谷	27	8		8.7
白浜	白浜海岸(海の駅前階段)	7	11		
	甲浦中学校	11	10		2.4
	白浜海岸人工地盤	8	11		4.8
	白浜第1防災避難タワー	11	8		3.8
	白浜第2防災避難タワー	11	8		3.3
	ふれあい館・なごみ	12	9		2.9
小池・原	甲浦保育園	14	11		
	小池地区防災避難タワー	13	11		2.4
	延命寺	26	9		5.3
河内	土佐あき農協河内集荷場	10	7		
	甲浦駅	18	11		
生見	東洋町役場	22	6		7.4
	生見海岸(ホワイトビーチ前階段)	6	16		
池・相間	野根八幡宮(井の谷橋)	34	5		8.9
	相間海岸	21	7		
	東洋町斎場	37	1		
	池第2地区集会所	36	1		9.9
	野根老人憩いの家	—	—		10.4
東町	東町地区教育集会所	34	4		10.3
浦	野根川河口(国道大橋中央下)	7	10		
	野根分団屯所	34	1		10.7
	野根公民館	25	3		
	文化会館	34	3		
	浦3地区集会所	32	2		9.5
中村	銀杏保育園	34	3		
	野根小学校	35	3		
	野根中学校	37	2		
	中村地区集会所	25	3		5.7
中島	中島地区集会所	40	2		9.9
内田	内田地区集会所	—	—		20.1
押野	押野地区集会所	—	—		12.9
つづら	つづら地区集会所	—	—		15.4
名留川	名留川地区集会所	—	—		
	旧名留川小学校	—	—		25.6

2 避難路（避難経路）の基準

避難対象地域から避難場所までの避難路を、各項に基づき設定する。

- ①建物等の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。
- ②避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- ③避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- ④電柱などの倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと。
- ⑤避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないこと。

3 避難方法

原則として徒歩で避難する。ただし、高齢者等の徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合、自転車、オートバイ又は、車両の乗り合わせ等により避難する。

4 避難誘導

- ①地域住民等は、自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、要援護者を支援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行う。
- ②地域住民等が、車両等の交通手段を使って避難する場合、警察及び消防団、各関係機関は連携して避難誘導を実施する。

5 通行止め措置

町は、国、高知県及び室戸警察署と協力し、必要に応じて車両の通行止め措置を行うとともに、事前の周知徹底を図るものとする。

第6章 災害時要配慮者対策

1 災害時要配慮者の避難対策

災害時要配慮者の避難には、周辺住民の支援、あるいは地域ぐるみの協力及び自主防災組織等の設立や活動の活性化が不可欠である。

津波避難において災害時要配慮者となりうる要因としては、大きく分けて情報伝達面、行動面、地理不案内等の面の3点が考えられる。各々の要因を考慮して、環境整備や啓発等を実施する。

○災害時要配慮者

災害発生時に身を守るために支援が必要な者を災害時要配慮者とする。災害時要配慮者の範囲としては、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等）で次のような者である。

- ① 要介護状態や障害等の理由により、災害発生時の避難行動に支援が必要な者
- ② 避難途中で障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③ 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
- ④ 防災知識の取得が困難な者

○避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち、在宅等で①に該当する者を避難行動要支援者といい、その避難支援を行うために東洋町が作成する名簿を避難行動要支援者名簿という。

○避難支援等関係者

避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）を避難支援等関係者という。

「避難行動要支援者名簿」に記載すべき事項（災害対策基本法第49条の10）

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 観光客等の避難対策

観光客等の地理に不案内で、滞在先での津波の危険性について十分に認識をしていない者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・想定される津波の高さの表示、避難方向や津波避難場所等を示した案内看板等の設置を実施する。

3 社会福祉施設等の避難対策

町は、高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導する。

4 啓発

町は、災害時要配慮者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発する。

* 要援護者の避難については、東洋町『災害時要援護者避難支援計画』（平成 22 年 7 月）に基づく。

第7章 津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難・救助が行われるよう、住民に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。このため次の事項を組み合わせながら各地区の実情に応じて教育・啓発活動を実施する。

- 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地区住民はもとより児童、生徒への啓発及び体験学習を実施する。
- 地区ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地区住民等の参画を得て、タウンウォッチング等により避難先や危険箇所等の確認を行う。
- 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者について、普及啓発やワークショップの運営が担当できるリーダー養成に努める。
- 自主防災組織等が地域ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために必要な資料提供等の支援を行う。

1 避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。

(1) 訓練の実施体制、参加者

① 実施体制

地域組織、消防（局）本部、消防団等に加えて、福祉施設、学校、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制を図る。

② 参加者

住民のみならず、観光客、海洋レジャー客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

(2) 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する必要がある。

訓練の第一の目的は、実際に避難を行い、避難ルートの確認や情報機器類及び津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実施可能であるのか検証する場でもある。訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、避難対策等の充実につなげることが重要である。

2 避難路・避難施設等の整備促進

第5章に記載している津波浸水予測地域について、地区ごとの避難計画を策定する中で地震発生から津波到達までの間に、時間的に避難先まで避難できない、周囲に高台などが無い、また高齢であるあるいは障害がある等の理由により避難に時間を要する災害時要援護者が時間的に安全に避難できない等の課題が明確になった地区では、津波避難経路の整備や津波避難タワー等人工施設の整備を推進する。

3 その他の留意点

津波浸水予測地域内における災害時要援護者等の現況把握に努めるとともに、日頃から地域で支えあうための仕組みづくりを進め、住民等と共同して避難行動の援助や自動車等の使用について検討を行う。

観光協会等への関連団体と共同して、観光客や釣り客等、地理不案内の外来者等への避難対策について、チラシ等の啓発や訓練を実施する。

4 津波浸水予測図

平成24年12月に高知県が発表した高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測に基づくこととする。